

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

様式第三十二号（第四十三条関係）

規格設定飼料検定申請書

年 月 日
殿

住所
氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名） 印

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定により規格設定飼料の検定を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 2 飼料の名称
 - 3 飼料の種類
 - 4 製造する事業場の名称及び所在地
 - 5 原材料の配合割合等 別紙のとおり。
 - 6 飼料の製造方法の概要
 - 7 検定手数料の納付方法
- 備考 1 飼料の名称は、文字のみをもって表示し、図形又は記号を用いないこと。
- 2 外国において製造された飼料について検定を申請する場合にあつては、4に輸出国名、製造した者の氏名及び住所、製造した事業場の名称及び所在地並びに当該飼料の保管場所を記載すること。

（日本工業規格A4）

様式第三十二号（第四十三条関係）

飼料の公定規格による検定申請書

年 月 日
殿

住所
氏名（法人にあつてはその名
称及び代表者の氏名） 印

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定により、下記飼料の検定を下記により申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 2 飼料の名称
 - 3 飼料の種類
 - 4 製造する事業場の名称及び所在地
 - 5 原材料の配合割合 別紙のとおり。
 - 6 飼料の製造方法の概要
 - 7 検定手数料の納付方法
- 備考 1 飼料の名称は文字のみをもって表示し、図形又は記号を用いないこと。
- 2 外国において製造された飼料について検定申請する場合にあつては、4に輸出国名、製造した者の氏名及び住所、製造した事業場の名称及び所在地並びに当該飼料の保管場所を記載すること。

（日本工業規格A4）

規格設定飼料検査申請書 (別紙)									
原材料名	配合割合	アミノ酸			非アミノ態	可消化養分総量	代謝エネルギー	備考	
		トピ	社	リジ					
	%	%	%	%	%	%	(1kg中のKcal)		
	%	%	%	%	%	%	(1kg中のKcal)		
合計									

備考 各原材料のアミノ酸及び非アミノ態の成分量並びに各原材料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、昭和51年7月24日農林省告示第757号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき検査の方法を定める件）第2に規定するところにより算出すること。

(日本工業規格A4)

別表第五 (第四十八条関係)

規格設定飼料の種類	規格設定飼料検査設備	技術上の基準
配合飼料	作業室 一 次に掲げる設備又はこれらと同等の機能を有する設備 ア〜エ [略] オ 脂肪抽出装置(粗脂肪を検査する場合に限る。) カ・キ [略] 二 [略]	[略]
とうもろこし・魚粉二種混合飼料	作業室 [略]	[略]

飼料の公定規格による検査申請書 (別紙)				
原材料名	配合割合	可消化養分総量	代謝エネルギー	備考
	%	%	(1kg中のKcal)	
合計				

備考 各原材料の可消化養分総量及び代謝エネルギーは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第44条の規定に基づき、検査の方法を定める件（昭和51年農林省告示第757号）第2に規定するところにより算出すること。

(日本工業規格A4)

別表第五 (第四十八条関係)

規格設定飼料の種類	規格設定飼料検査設備	技術上の基準
配合飼料	作業室 一 次に掲げる設備又はこれらと同等の機能を有する設備 ア〜エ [略] オ 脂肪抽出装置 カ・キ [略] 二 [略]	[略]
とうもろこし・魚粉二種混合飼料	作業室 [略]	[略]

<p>フィッシュソリユ ブル吸着飼料、魚 粉、フェザーミ ール</p>	<p>作業室 一 次に掲げる設 備又はこれらと 同等の機能を有 する設備 アウ [略] エ 脂肪抽出装 置(粗脂肪を 検査する場合 に限る。) オ [略] 二 [略]</p>	<p>[略]</p>
---	---	------------

別表第六(第四十九条関係)

<p>規格設定飼料の種 類</p>	<p>製造管理及び品質 管理の方法並びに 検査に関する組織 製造管理の方法</p>	<p>基準 一 三 [略] 四 製品標準書及び製造管理基 準書に基づいて次に掲げる業 務を行う製造管理責任者が設 置されていること。 ア [略] イ 次に掲げる業務を自ら行 い、又は業務の内容に応じ てあらかじめ指定した者に 行わせること。 ア [略] ウ・エ [略]</p>
<p>配合飼料、とうも ろこし・魚粉二種 混合飼料、フィッ シュソリユブル吸 着飼料、魚粉、フ ェザーミール</p>	<p>品質管理の方法</p>	<p>一 [略] 二 製品標準書及び品質管理基 準書に基づいて次に掲げる業 務を行う品質管理責任者が設 置されていること。 ア 次に掲げる業務を自ら行</p>

<p>フィッシュソリユ ブル吸着飼料、魚 粉、フェザーミ ール</p>	<p>作業室 一 次に掲げる設 備又はこれらと 同等の機能を有 する設備 アウ [略] エ 脂肪抽出装 置 オ [略] 二 [略]</p>	<p>[略]</p>
---	---	------------

別表第六(第四十九条関係)

<p>規格設定飼料の種 類</p>	<p>製造管理及び品質 管理の方法並びに 検査に関する組織 製造管理の方法</p>	<p>基準 一 三 [略] 四 製品標準書及び製造管理基 準書に基づいて次に掲げる業 務を行う製造管理責任者が設 置されていること。 ア [略] イ 次に掲げる業務を自ら行 い、又は業務の内容に応じ て予め指定した者に行わせ ること。 ア [略] ウ・エ [略]</p>
<p>配合飼料、とうも ろこし・魚粉二種 混合飼料、フィッ シュソリユブル吸 着飼料、魚粉、フ ェザーミール</p>	<p>品質管理の方法</p>	<p>一 [略] 二 製品標準書及び品質管理基 準書に基づいて次に掲げる業 務を行う品質管理責任者が設 置されていること。 ア 次に掲げる業務を自ら行</p>

<p>検査のための組織</p>	<p>い、又は業務の内容に応じ てあらかじめ指定した者に 行わせること。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 製品について、ロット ごとに所定の試験検査に 必要な量の二倍以上の量 を参考品として、当該製 品が消費されるまでの期 間を経過した後三月間適 切な保管条件の下で保管 すること。</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p>
<p>検査のための組織</p>	<p>い、又は業務の内容に応じ て予め指定した者に行わせ ること。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 製品について、ロット ごとに所定の試験検査に 必要な量の二倍以上の量 を参考品として、製造日 から一年間適切な保管条 件の下で保管すること。</p> <p>(エ)・(オ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p>